

経費なのでしょう。

国税庁のホームページには、「法人の交際費の範囲」ということで次のような定義がされています。

・法人の交際費の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます）のために支出する費用をいいます。

ちよつと難しい言葉で書いてあるので分かりにくいですが、交際費として経費にするためには次の2つのポイントを押さえておく必要があります。

ポイント① 得意先・仕入先など事業関係者に対しての費用である

まず1つ目の交際費のポイントは、

得意先や仕入先など事業と関係のある人に対して使われた費用でなければならぬということ。ここでいう「事業と関係ある人」とは、直接取引をしている関係業者だけでなく、社員や役員、株主など間接的に会社とかわつているような人を含みます。

たとえば、

- ・ 身内へのお見舞いや香典などの費用
- ・ 事業と関係のない友達との飲食に使った費用

・ 一人ぼつちのランチやディナー
といった支出は、事業と関係がある人に対してのものではないので交際費にはなりません。

逆に、このような事業と関係のない支出を経費として処理してしまうと、税務調査で思わぬペナルティにつながることもあるので注意しましょう。

ポイント② 接待・供応・慰安・贈答のための費用である

2つ目のポイントは「接待・供応・慰安・贈答」というものに該当するかどうかです。キーワードがちよつと難しいので内容を解説しておきます。

▼接待（せつたい）：目上の人をもてなす行為。どちらかというとな下の立場の人が上の立場の人をもてなす支出。

▼供応（きようおう）：来客をもてなすこと。どちらかというとな上の立場の人が下の立場の人をもてなす支出。
▼慰安（いあん）：なぐさみをして心を休ませること。お疲れ様会のような支出。

▼贈答（ぞうとう）：贈り物をする。こと。お中元やお歳暮、手土産を持つていくといったような支出。

この①と②のポイントを満たしている支出が交際費として処理できる前提ということになります。